

令和 6 年度
船橋市障害者(児)総合相談支援事業
業務委託
基幹相談支援センター業務委託

ふらっと船橋
運営評価報告書

令和 7 年4月
特定非営利活動法人
船橋福祉相談協議会

運営評価

実施状況について

法人名称:特定非営利活動法人 船橋福祉相談協議会

開所場所:船橋市海神 1-31-31 ジュネス海神 101

開所時間:午前 10 時から午後 6 時まで (休:日曜・祝日・12/29~1/3)

A)障害者(児)総合相談窓口及び基幹相談支援センターの運営体制について

評価項目		
活動状況等及び自己評価コメント	改善要否	今後の改善策等
①職員は専門的資格を有する者を雇用し、適正に配置するよう努めているか。		
別紙1、2参照 社会情勢等人手不足の影響を受け、求人に苦慮している。	一部要	欠員が出た際は求人方法を検討しながら採用している。
②職員の質の向上及び質の担保を図るため、積極的に研修へ参加しているか。		
別紙 1 参照	不要	今後も同様に継続する。
③相談記録の保管等、個人情報等の管理は適切になされているか。		
別紙 1 参照	不要	今後も同様に継続する。
④センター内における情報共有等を目的とした会議を必要に応じて開催しているか。		
別紙 1 参照	一部要	ケース会議等開催頻度の調整を行う。
⑤緊急時における連絡等の体制を構築しているか。		
別紙 1 参照	不要	今後も同様に継続する。
⑥苦情相談窓口の体制を明文化し、周知ができていないか。		
別紙 4 参照	不要	今後も同様に継続する。

B)その他の総合相談窓口との連携体制について

評価項目		
活動状況等及び自己評価コメント	改善要否	今後の改善策等
① 他の市内総合相談窓口と積極的に情報共有を行う等、連携体制の維持に努めたか。		
毎月定例会議をオンラインで開催し、地域課題及び相談傾向や困難支援ケース等、情報共有を行い船橋市における相談支援体制のあり方についても検討を行っている。実務連携は随時行い、困難ケースについても協同対応等は継続している。	不要	連携体制を維持しつつ、各エリアにおける課題の分析、地域診断等を進め行政と共に今後の福祉サービスに向けて共有を図る。
② 総合相談のみでは対応できない、いわゆる「困難ケース」に助言等のフォローを行ったか。		
困難ケースも含め定例会等、事前に協同対応を念頭におき、役割分担を図っている。相互の支援対応に差異が生じない様に提案、助言等を実施。	不要	定例会にて共有し、相談助言は実施。基本としてフォロー体制は随時と考える。

C)地域における相談支援体制強化の取組について

評価項目		
活動状況等及び自己評価コメント	改善要否	今後の改善策等
① 地域の課題を把握し、市内事業者と共有したか。		
・行政や関係機関及び既存のネットワーク等を活用し共有を図った。(エリア単位で課題確認等)	不要	今後も継続。課題の共有は児童短期、医ケア等の支援。
②FAS-net 事務局として積極的に活動し、市内事業者の後方支援を行ったか。		
別紙3参照	不要	今後も同様に継続する。
③ 地域移行の推進に向け、関係機関との連携を図ったか。		
事務局として FAS-net 内に指定一般部会を開催し事例検討(地域移行)を行い理解促進。矯正施設からのケース等を関係機関で共有、協働を図り、対応を行っている。	一部要	実施事業所数(未実施)が少なく、設置した部会の活用と基幹との協働でその裾を広げていく。
④ 他分野(医療・介護等高齢分野)の相談支援機関との連携強化に取り組んだか。		
在宅医療ひまわりネットワークや歯科医師会、地域リハ研究大会等への研修参加など医療・リハビリ関係との連携が持てた。医ケアに関する部会等へも参加。高齢分野では地区毎の関りは増し、連携への取り組みとして、障害の種類や障害福祉サービス等に関する勉強会で啓発の実施。	一部要	連携の肝である相互の役割や目的(家族構成や地域生活課題)への理解や世帯支援の視点に基づき、一方的な連携に陥らず包括的な視点での連携共有の理解と検討。

D)権利擁護について

評価項目		
活動状況等及び自己評価コメント	改善要否	今後の改善策等
①権利侵害の相談者の安否確認及び支援を行ったか。		
・被害者には「寄り添い伴走」を基本とし、生活が安定するまで定期連絡及び訪問を行った。 ・千葉県主催の支援者養成研修修了者が対応している。	不要	今後も同様に継続する。
②虐待や触法等、再発防止や被害者のアフターケア等の問題解決に向け、具体的な支援及び活動を行ったか。		
・一定期間の寄り添いによる関係性の構築から、孤立の防止や状態の悪化を防ぐ効果はあった。 県再犯防止事業の一つとしてアドバイザー委嘱も受けて相談対応を行っている。	不要	今後も同様に継続する。 また、医療観察法対象者支援において、関係機関との連携の重点化。
② 関係機関へ情報共有する場合に、必ず利用者の同意を得て行っているか。		
・個人情報の保護に関する法律に準じて対応。本人及び家族から可能な範囲で書面による確認、承諾を得ている。	不要	今後も個人情報の保護に関する法律に則り遵守する。

E)その他

評価項目		
活動状況等及び自己評価コメント	改善要否	今後の改善策等
①聴覚障害者・視覚障害者等、コミュニケーションに障害のある方の対応は工夫をしているか。		
聴覚・視覚障害のある方への対応として、筆談・書面説明。手話通訳者を含めた研修会の開催等による連携の起点づくり。また、点字パンフレットも準備している。	不要	今後も同様に継続する。
③ 広く市民に周知するため、広報活動を行っているか。		
・広報誌 年 5 回発行 ・法人発行の協議会ニュース 年 2 回発行 ・ホームページのリニューアル。 ・船橋市の発行する「広報ふなばし」、「障害福祉のしおり」、「ひとりで悩まず」、「市民のためのこころの健康」へ事業説明を掲載した。	不要	今後も同様に継続する。

総評

市の取り組みとして「総合相談の複数設置」に向けて、身近な地域で相談が出来る仕組み作りとして順次、開設にむけて市と共に取り組んできました。R6年度は、新たに相談支援事業所アシスト(北部)を開設し、テレサ会(中部地区)、ヴェルフ藤原(西部地区)に加え 4 か所目が開設されました。各エリア計5か所の設置目的に沿って継続して検討していきます。現在は総合相談対応としておりふらっと船橋(南部・東部)を担っております。R6年も毎月実施の定例会議において、各エリア内における相談傾向の確認や困難ケースにおける情報共有や課題整理、介入や助言等の連携を図り共有は出来ています。複数設置による効果として支援方法に関する一方向的な見地ではなく、相互確認作業を行えることは大きなメリットと言えます。社会資源など、より細かな地域性の把握により課題抽出が成され、市への情報提供又は自立支援協会専門部会等への意見発信にも繋がっています。

R6 年度も千葉県相談支援従事者研修(初任者・現任者)の一部として基幹相談支援センターが中心となり船橋市において計画相談を行う、又は行っている相談員ハカリキュラムの一貫として県より実地研修の依頼を受けております。「船橋市における相談体制の仕組み」や地域における社会資源の情報や関わり、事例検討(ケースワーク、SV)などを実施しました。更に県主催である主任相談支援専門員研修の一端を担い講師として「地域援助技術について」を担当しました。また、市の権利擁護サポーター養成研修など高齢分野からの依頼についても対応しております。

6 年度については船橋在宅医療ひまわりネットワークにおける勉強会等に 2 度ほど参加させて頂き「障害者福祉」の状況などをお話させて頂きました。歯科医師会からも同様な依頼を受けております。世帯支援の考えを元にチーム支援の構築を進めて行くところではありますが、これまでの他職種連携に医療・リハビリテーションのつながりが増えた事は大きな一歩と考えます。会議体については重層的支援体制整備事業等の会議、市再犯防止ネットワ

ーク会議へも参加してきました。その中で基幹相談支援センターとしての課題提示、人材育成においては、専門的分野(ヘルシーな支援者であるために)研修やカスタマーハラスメントをはじめ年間7回開催し、知識や情報、対応等に向けた機会を提供してきました。その他として千葉県基幹相談支援センター連絡会東葛地区(12市)において、各センターとの意見交換や事例検討会の開催、全県下での基幹大会にパネラーとして事例発表など基幹相談支援センターとしての役割も多岐に渡っております。

また、分野横断的に相談支援を行っている千葉県中核地域生活支援センター(13圏域)の連絡協議会において県内を対象とした研修会の企画運営などにも取り組むことで、船橋市を取り巻く他市への理解促進も進めてきました。

R6年度も相談者やその家族、相談支援を必要とされる方(世帯)への対応を主軸に、関係機関との連携を図りながら対応してきました。市内グループホームに対しては、支援状況の確認や障害者虐待の予防を兼ねた仕組みである「地域連携推進会議」へ参加し、市内に数多くあるグループホーム事業者や入居者に関して「どこで誰と、どう暮らしたいか」「地域との係わり」「支援の質の向上」等について確認を行って来ました。千葉県事業である「グループホーム等支援ワーカー事業」が未実施である本市において、グループホームに暮らす方々の思いを少しでも聞き取りながら、暮らし易さに寄与出来ればと考えております。

○苦情に関する対応について。

R6度は1件ありました。